

## 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会役員等の報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条の規定に基づき、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬の種類及び通勤手当)

**第2条** 役員等の報酬は、常勤役員等にあっては本給及び特別手当とし、非常勤役員等については支給しない。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

### (報酬の支払方法)

**第3条** 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

**第4条** 役員等の報酬は、その月の月額の全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条第2項の規定に準じて支給する。

### (報酬の決定基準)

**第5条** 常勤理事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

### (通勤手当)

**第6条** 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程別紙3（2）に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程別紙3（1）に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

### (日割計算)

**第7条** 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下の条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その日までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### (補則)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の名称変更の登記の日から施行する。

## 公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会役員等の退職手当支給規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条の規定に基づき、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の役員が退職した場合の退職手当の支給の基準について定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

**第2条** 退職手当は、役員等が退職した場合に、社員総会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、役員等が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 役員等が退職手当の全部又は一部につき自己の預金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (退職手当の支給制限)

**第3条** 退職手当は、役員等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項及び定款第27条の規定により解任された場合には、支給しない。

2 役員等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した役員等に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に關し起訴されたときについて準用する。

### (退職手当の返納)

**第4条** 退職した役員等に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

### (退職手当の算定基準)

**第5条** 役員の退職手当は次により算出し支給する。

$$\text{本給} \times \text{役員在職年数} \times (0.5 \sim 1) = \text{退職手当}$$

但し、役員以外の期間がある場合には、その期間についても考慮することがある。

2 在職期間の年数は1年に満たない端数が生じたときは、端数処理をする。

(1) 端数の期間が6ヶ月以上の場合 1年

(2) 端数の期間が6ヶ月未満の場合 0.5年

**第6条** 役員の退職手当は会長の承認を得て定める。

### (再任等の場合の取扱い)

**第7条** 役員等が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員等に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員等に任命されたときも同様とする。

### (遺族の範囲及び支給順位)

**第8条** 役員等が死亡したときは、退職手当は、役員等の死亡当事その者と生計をともに

していた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会職員退職手当支給規程に準ずるものとする。

(端数の処理)

**第9条** この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(その他)

**第10条** 常勤役員の在任年齢は65歳とする。

但し、やむを得ない特別の事情がある場合に限り、再任用する。

(補則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の設立の登記の日から施行する。